

# 福祉ガイド

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

#### 受給資格者

手当を受けることができる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または代わりにその児童を養育している方です。児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生月まで手当が受けられます。また外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。

- ①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の子
- ⑧捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童

上記に該当する場合でも、日本国内に住所がないとき、公的年金を受給しているとき等、支給されない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



#### 手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は在留資格の明記された登録済証明書）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③その他必要書類

※印鑑を必ず持参してください。

#### 手当の基準額

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	42,370円	28,350円
児童が2人のとき	47,370円	33,350円
児童が3人以上	1人につき 3,000円加算	1人につき 3,000円加算

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

#### 受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき等、手当が支給されませんので詳しくはお問い合わせください。

#### 手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③障害認定診断書（用紙は保健福祉課福祉係にあります）
- ④その他必要な書類

※印鑑を必ず持参してください。

#### 児童1人当たりの月額

1級 (重度障害児)	2級 (中程度障害児)
51,550円	34,330円

### お忘れなく!! 現況届の提出

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当が受けられなくなることがあります。

提出期間 8月11日(金)から8月25日(金)まで 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎④1211